令和元年度（平成31年度）からの制度変更

●低所得世帯の保険料負担が緩和されます。

低所得世帯に対する保険料の減額の基準が以下のとおり、拡大となりました。
（低所得世帯に対する保険料の減額について、詳しくは17ページをご覧ください。）

区分	減額の対象となる所得基準	
	平成30年度	令和元年度（平成31年度）
7割	33万円以下	33万円以下（変更なし）
5割	33万円＋（**27万5千円**×加入者数）	33万円＋（**28万円**×加入者数）
2割	33万円＋（**50万円**×加入者数）	33万円＋（**51万円**×加入者数）

メモ欄